

広島県告示第七百五十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十六条の規定によって、次のとおり監督処分を行った。

平成二十三年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十三年七月二十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

アルファ都市開発有限公司

広島市西区己斐大迫一丁目二五番六号

永山 英成

三 被処分者の免許番号

広島県知事免許（四）第七九五八号

四 処分の内容

免許取消

五 処分の理由

法第六十六条の規定に該当する。